

●香川県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成20年12月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仲多度郡まんのう町勝浦字谷田2780の1、川東字伊座屋敷1178の1、1178の2、1178の4、1178の5、1179、字雨島1288の1・1290の4・1306の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1261の1、1273の1、1274の1、1276の1、1279の1、1279の2、1285の1、1285の3から1285の5まで、1286の1、1286の2、1288の5、1288の6、1288の8、1288の9、1288の11、1288の12、1290の1、1290の7、1291の1、1298、1305の1、1305の3、1306の2、1306の4、1306の7、1321の1、1321の3から1321の9まで、1322の1から1322の7まで、1323の1、1323の2、1348の1、1348の5から1348の7まで、1349の1から1349の45まで、1351、1352の1、1352の12から1352の27まで、1352の118から1352の148まで、乙1352の4から乙1352の8まで、字奥林2175の204（次の図に示す部分に限る。）・2303の6（国有林。次の図に示す部分に限る。）、2175の62から2175の118まで、2175の165、2175の167、2187、2189の1、2189の4、2189の5、2192の1、2192の2、2217、2218の1、2218の3、2222、2223の1、2283の1、2283の3、2287の1、2302の1、2303の1、字沖野2920の1から2920の49まで、2921、2922の1、2940の1、2940の2、2941の1から2941の6まで、2942の1、2942の3から2942の5まで、2943、2944、3025の1、3025の3、3025の4、3027の1、3027の2、字笠形1172の1、1172の2、1173、1174の5、1174の6、1174の9、1175から1177まで、字葛箆野2175の2から2175の5まで、2175の15、2175の16、乙2175の4、字株切2764、2767の1、2767の2、2769の1、2776の1から2776の3まで、2777、2778の1、2778の3、2785の18から2785の28まで、2786の1、2787、2852、2853の1、2853の2、2854から2856まで、字菜種淵1256、1258、字三角2344、2345の1から2345の3まで、2383の1、2383の7、字獅子鼻1260の1、1260の2、字浅木原3080の1から3080の28まで、3080の32、3080の34、3080の35、3082の1、3082の4、3082の5、3082の11、3091の5、3092の1、3093の1、3095の1、3095の2、3095の4、3117、3120、3126の1、3126の2、3127の1、3127の2、字前ノ川1236の149・1236の150（以上2筆国有林）、1127の1、1161の1から1161の5まで、1162の1、1162の2、1163の2、1163の3、1163の5、1163の6、1182の1、1182の2、1182の5、1208の1、1213の1、1213の2、1228の1、1229、1230、1231の1、1231の3、1231の4、1236の1から1236の145まで、1236の161、1236の167、1236の169、1236の171、1236の173、1236の175、1237の1から1237の62まで、1238の3、1252の1、1252の6、1252の8、1253の1から1253の5まで、1352の2、1352の3、1352の28から1352の117まで、字前ノ川向1353の2（次の図に示す部分に限る。）・1414の87（国有林）、1353の1、1353の3、1360の1、1361、1366の1、1386、1414の1から1414の39まで、1414の42から1414の81まで、字大窪2451の1、2451の3、2451の4、2452の3、字中熊下1753、1754の1、字中熊上1850の1、1928の1、1955の2から1955の5まで、1955の7、1956の1、1961の1、1961の3から1961の22まで、1961の24から1961の159まで、2003の1、2003の2、2011の1、2016の1、2016の3、2060、2070、2071の1、2071の2、2091の1、2091の2、2100、2101の3、2101の5、2105の1、字中野2919の1（次の図に示す部分に限る。）、2857、2858の1、2858の2、2858の4から2858の7まで、

2859、2860、2864、2865、2867の1、2867の3、2868の1から2868の3まで、2880、2882、2899、2900の1、2900の4から2900の6まで、2901の1から2901の4まで、2904の1から2904の3まで、2904の5から2904の9まで、2904の11、2905の1から2905の5まで、字日開谷3030、3031、3033、3035の1から3035の3まで、3035の5から3035の7まで、3036の1、3036の2、3037の1、3037の2、3037の6、3073の2、3074の1から3074の3まで、3074の6、3074の7、3075の1、3075の2、3075の4、3076の1、3076の2、3076の4、字林下1727、字宝生谷1167の1、1167の2、1168、1169、1171、三豊市財田町財田中字道手5123の7、5123の9、5123の12から5123の16まで、5123の18、5123の25、5123の26、5123の28から5123の33まで、5123の甲35、5123の甲36、5123の37から5123の44まで、5123の46から5123の49まで、5123の甲50、5123の51、5123の54、5123の59から5123の62まで、5123の65、5123の66、5123の70から5123の72まで、5123の75、5123の76、5123の81から5123の84まで、5123の87から5123の89まで、5123の91から5123の93まで、5123の95から5123の97まで、5123の104、5123の105、5123の119、5123の121、5123の122、5123の124、5123の129から5123の145まで、5123の165、5123の167、5123の171、5123の172、5123の175、5123の176、5123の196、5123の199、5123の201、5123の206から5123の208まで、5123の210、5123の212、5123の221、5124の2、5124の3、5124の6、5124の8から5124の12まで、5124の17から5124の20まで、5124の24、5124の25、5124の28、5124の29、5124の32から5124の66まで、5124の103から5124の113まで、5124の115から5124の129まで、5124の134、5124の135、5124の177から5124の180まで、5124の269から5124の287まで、5126の122から5126の143まで、5126の165から5126の199まで、5126の306から5126の310まで、5126の313、5126の316から5126の319まで、5126の321から5126の325まで、5126の327から5126の334まで、5126の412から5126の414まで、5126の420から5126の422まで、5126の424から5126の429まで、5126の533、5126の538から5126の540まで、5126の542から5126の544まで、5126の553、小豆郡土庄町大部字嶮岨山乙1398の1、乙1398の3から乙1398の8まで、乙1398の12、乙1398の13、乙1398の39、肥土山字嶮岨山乙723の1から乙723の9まで、小豆島町神懸通字嶮岨山乙1117の3

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仲多度郡まんのう町勝浦字家六2035の1、小豆郡土庄町字高見山乙16（次の図に示す部分に限る。）、乙14の1、乙15、乙17、乙18、上庄字徳利晒2063（次の図に示す部分に限る。）、2069、字持場2074、2078、字桂尾2106の1、2106の2、2106の9、2106の12、字段2155の2、淵崎字皇踏乙36、乙37

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

仲多度郡まんのう町勝浦字家六2035の1

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに三豊市建設経済部農林水産課、まんのう町農林課、土庄町農林水産課及び小豆島町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)